

(資料1) 令和3年3月行橋市議会 一般事務に関する質問・議事録抜粋

○行橋市議 小坪慎也

当市において、CHINA・中国が少数民族と称する外国籍や帰化された方がおられますか。地方自治体で把握できないなら把握できないと明確に答弁をお願いします。

○市民部長

外国人の方が住民登録を行う場合、政府が発行する在留カード等に基づいて情報を記載いたしますが、在留カードの国籍・地域欄は一部を除いて国名の表記しかございません。出入国管理法、及び難民認定法第十九条の四第1項に記載されている政令で定められた地域、台湾、ヨルダン川西岸地区、ガザ地区以外は国名表記となります。

したがって、いま質問がありましたウイグル人の方につきましては、中国として区分されており、それ以上の区分はございません。

また、帰化につきましては、所管であります法務局北九州支局に問い合わせたところ、自治体別の帰化数は集計されていないということであり、これにつきましては地方自治体での人数の把握はできません。

○行橋市議 小坪慎也

であるならば、出入国管理及び難民認定法第二条第五項ロの地域を定める政令に、今ありました台湾等々のように、ウイグル人などが規定されたら、自治体としては把握できるようになると理解してよろしいでしょうか。

○市民部長

地域欄の所にウイグルというかたちになりますので、把握することができます。

○行橋市議 小坪慎也

世界情勢や我が国の政治情勢を受け、地方の在り方について答弁を求めます。

○総務部長

地方におきましては、ウイグル人への様々な人権弾圧の実態を知ることは、人権侵害の怖さや許されないことであるとの認識を現実に関心し、人権尊重の社会を築くための機運を高めていく必要があると考えておるところであります。

しかしながら、市民部長の答弁のとおり、国の、具体的には出入国管理及び難民認定法におきまして政令での指定がなされていないことから、在留カードへの記載が全て中国籍になってしまうという問題点が残ります。この問題が解決した際には、自治体としてウイグル人などの人権侵害の問題について、どのような施策が取組めるかなどを検討し、他外国人同様の人権問題として取組んでまいりたいと考えております。

(資料2) 出入国管理及び難民認定法および施行令

昭和二十六年政令第三百十九号

出入国管理及び難民認定法

(在留カードの記載事項等)

第十九条の四 記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、生年月日、性別及び国籍の属する国又は第二条第五号ロに規定する地域
- 二 住居地（本邦における主たる住居の所在地をいう。以下同じ。）
- 三 在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日
- 四 許可の種類及び年月日
- 五 在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
- 六 就労制限の有無
- 七 第十九条第二項の規定による許可を受けているときは、その旨

平成十年政令第七十八号

出入国管理及び難民認定法施行令

内閣は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号ロ及び第六十九条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

(法第二条第五号ロの政令で定める地域)

第一条 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）第二条第五号ロの政令で定める地域は、台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区とする。

在留カード国籍・地域欄に「ウイグル」を 地方議員が政令改正求める決議

2021/3/31 23:16 政策

在日ウイグル人支援に取り組む地方議員有志による「全国地方議員の会」（会長・丸山治章神奈川県逗子市議）は31日、国会内で会合を開いた。中長期滞在する外国人に付与する「在留カード」の国籍・地域欄に、中国の新疆（しんきょう）ウイグル、チベット、内モンゴルの各自治区と香港の記載を認めるように入管難民法の政令改正を求める決議を採択した。

在留カードは国名以外は、同法の政令で台湾やヨルダン川西岸地区、パレスチナ自治区ガザの地域しか認めていない。在日ウイグル人らの国籍は中国で、ウイグル自治区など出身地の判別はつかない。

日本ウイグル協会によれば、中国政府は近年、在日ウイグル人らに対し、パスポートや留学ビザなどの更新手続きはウイグル自治区に一時帰国して実施するように求めている。だが、収容政策が強化されているウイグル自治区に戻れば、施設に収容されかねない。

出入国在留管理庁（入管）も、パスポートの期限が切れても、国籍国で生じた事情により帰国が困難であるなどと申し出た外国人に、人道上の配慮が必要だと認められれば、特定活動の在留資格を付与しているという。

ただ、入管に対し、中国当局の迫害政策の申告をためらうケースもあるとみられる。日本ウイグル協会のレテプ・アフメット副会長は「（日本の行政機関であっても）自分の置かれている状況を行政に話をすれば、現地の家族がさらに迫害を受けるという恐怖から抜け出せない人もたくさんいる」と産経新聞などの取材に語っている。

在留カードにウイグル自治区の出身であることが盛り込まれれば、入管も一様に配慮ができる上、ウイグル人などに対する支援法などが整備されれば、対象者が明確になるメリットがある。

地方議員の会は近く全国会議員に決議文を配布する。



地方議員有志の取り組みに感謝する日本ウイグル協会のハリマト・ローズ理事(左から3人目)=31日午後、衆院第2議員会館(奥原慎平撮影)